

## 広島県公安委員会告示第5号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成22年1月28日

広島県公安委員会

委員長 水野勝

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
9P1428	告示の日 (平成22年1月28日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	CR真・本能寺の変 FRW	タイヨーエレック株式会社 代表取締役 佐藤英理子 (愛知県名古屋市西区見寄 町125番地)	左同
9S1146	同上	回胴式遊 技機	パチスロヤマト H	山佐 株式会社 代表取締役 佐野慎一 (岡山県新見市高尾 362番 地の1)	左同